

町勢状況	
昭和48年7.1現在	
世帯数	1467戸
人口	4939人
男	2283人
女	2656人

広報たし3

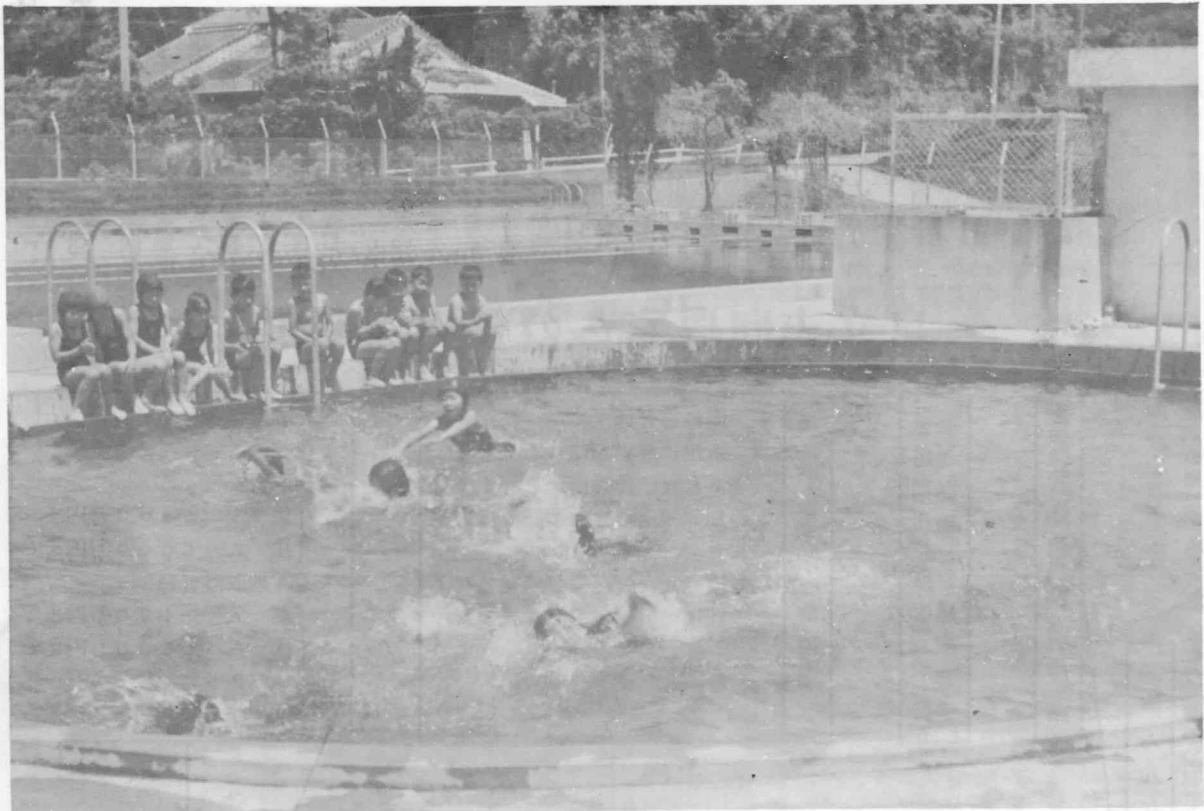
No. 244

昭和48年

7月号

田代町総務課編集

毎月5日 1600部発行



チビッコ元気に泳ごう



事故を防ぐために払う注意ならどんなに払っても安いものと思ってください。

せつかく、たのしく過ごせるはずの夏休みを、ほんの一瞬の不注意で、悲しみと絶望に突き落とされる不幸は毎年くり返されています。

去年は海へ行ったから、ことしは山へ、あるいはその反対の方に、ちょっと注意したいのは、その海や山での事故です。

学校へ通っているお子さんのある家庭では、そろそろ夏休みのたのしいプランをお立てになるころでしょうが、おとなの方々も、この夏にはどこかへお出かけの準備をすることでしょう。

夏休み

七月のこよみ

(目)	(曜)	(行事)
2	月	三才児、妊婦 検診三日まで
4	水	町技連総会
5	木	夏期児童生徒 生活指導打合せ
6	金	林業労働安全 会
9	月	小組合連協役 員会
10	火	民生委員会 婦人会会長会
12	木	米生産調整現 地調査一三日ま で
12	木	就業適正化協 議会
17	火	社会教育委員 会
19	木	小組合連協研 修会
20	金	臨時議会
21	土	教育委員会
26	木	胃の集団検診 二十八日まで
27	火	消防幹部会
29	木	農業委員会 子供ソフトボ ール大会(予定)

2ページより続く
以上自立志向農家には
農地の取得が安易で不動
産取得税が安くなり早期
に自立農家を育成するよ
う制度化されています。
又自立志向農家は県開発
公社が必要な場所を買入
れたり借用したりして志
向農家へ売り渡したり、
貸付けたりして土地の取
得をしていくことにな
ります。
土地の取得の利点は、
①公共機関ですから確実
で手数料もいりません
②各種の事務手続きを指
導します。
③各種制度資金のあっせ
ん指導
④税金などの優遇措置
このように自立志向農家
が田代町の場合何戸でき
るか推進活動をはじめな
ければわかりませんが、
この志向農家の集まりに
よって地域的に作目毎の
集団産地ができ新しい生
産組織の中で営農が近代
化され本町産業のなかで
重要な地位を占める農業
がそして生産性の高い農
業経営農家がえられるも
とを考えます。
次号は安定兼業志向農
家について掲載します。

交通事故は全国的には減
少している。
鹿児島県でも、三月ごろま
では減少していたが四月以
降急激に増加して憂慮され
ている。
大根占警察署でも、昨年
同期に比べて増加している
ので署員は事故防止対策に
躍起になっている。
これから日増しに暑さが
加わっていく、本格的な夏が
訪れると過労による居眠り
運転や、飲酒運転などによ
る交通事故が例年多発して
いる。
県警察本部では、事故防
止のため六月を制限速度を
守る月間と定めて運動を展
開して相当の効果をおさめ
たが、七月は夏の事故を防
止するために違法駐車を行
くする運動を提唱している。
この運動を提唱するに至
ったのは、違法駐車は交通
事故を誘発する原因となる
と同時に、交通の円滑を阻
害するからである。
大根占警察署においては
県警察本部の主旨に沿い、
違法駐車を取り締りを含め
て夏の交通事故防止対策を
推進することになったので、
皆様におかれは次のこと
を守って交通事故防止に
協力ください。

一、過労運転をしないこと
過労運転は重大な交通事
故に直結することはご承
知のとおりである。
この防止には、事前の
心掛と事後の心掛が必要
である。
即ち、睡眠をよくとり、
暴飲、暴食をさけて健康
の保持に努め、長距離の
運転にはスベア運転手
を用意するなど事前の用
意である。
ハンドルを握った長時
間連続運転
をしないで、
二時間運転
したら必ず
休憩すると
か、眠くな
ったら我慢
しないで直
ちに休憩して疲労の回復
を図ることなどは事後の
心掛である。
この事後の心掛を怠れ
ば重大な事故に直結する
ので、最も心すべきこと
であります。

二、飲酒運転をなくしよう
飲酒運転が、重大事故の
原因の最たるものである
ことはご承知のことであ
ると思うので多く述べな
い。ただこの違反を犯し
た場合どんなことになるかを
述べる
大根占区検察庁で、隔
週ごとの取調べが行なわ
れるが違反者が毎回五人
位ある。取締りも取締っ
ても違反者が絶えないの
には感心させられている。
罰金は、運転した車種に
よって異なるが三〜四万
円はとられる。
点数は飲酒運転のうち酔
払って運転すると十二点、
ほろ酔いで運転すると六
点である。
飲酒運転の場合交通事故
を起さないでも右の点数
がとられ、事故を起すとこ
この上点数が追加される
ので、酔払い運転の場合
は、泣いてもわめいても
免許は取消されます。
ご用心して下さい。

三、違法駐車をなくしよう
違法駐車には、禁止場
所駐車と駐車方法違反の
二種類がある。
公安委員会が禁止した場
所や道交法で禁止してい
る交差点、まがり角、横
断歩道等に駐車するの
が禁止場所駐車である。
駐車する場合に、道路
左側端に沿わないで他の
交通の妨害になるような
駐車をした場合は駐車方
法違反である。ただし路
側帯のある道路でその路
側帯の巾が、七十五セン
チメートル以下のところ
では、路側帯の中に乗り
入れて駐車することは
違反である。
この場合は路側帯に沿
って車道に駐車すること
になる。
なお、夜間道路の巾が五
メートル（歩車道の区
別又は路側帯のある道路
では車道）以上の道路に
駐車するときは、後方五
メートルの距離から認
められる非常点滅灯か駐
車灯か尾灯をつけるか、
警告反射板を表示し
なければ最近
から違
法にな
ること
になっ
た。



夏の交通事故を防ごう

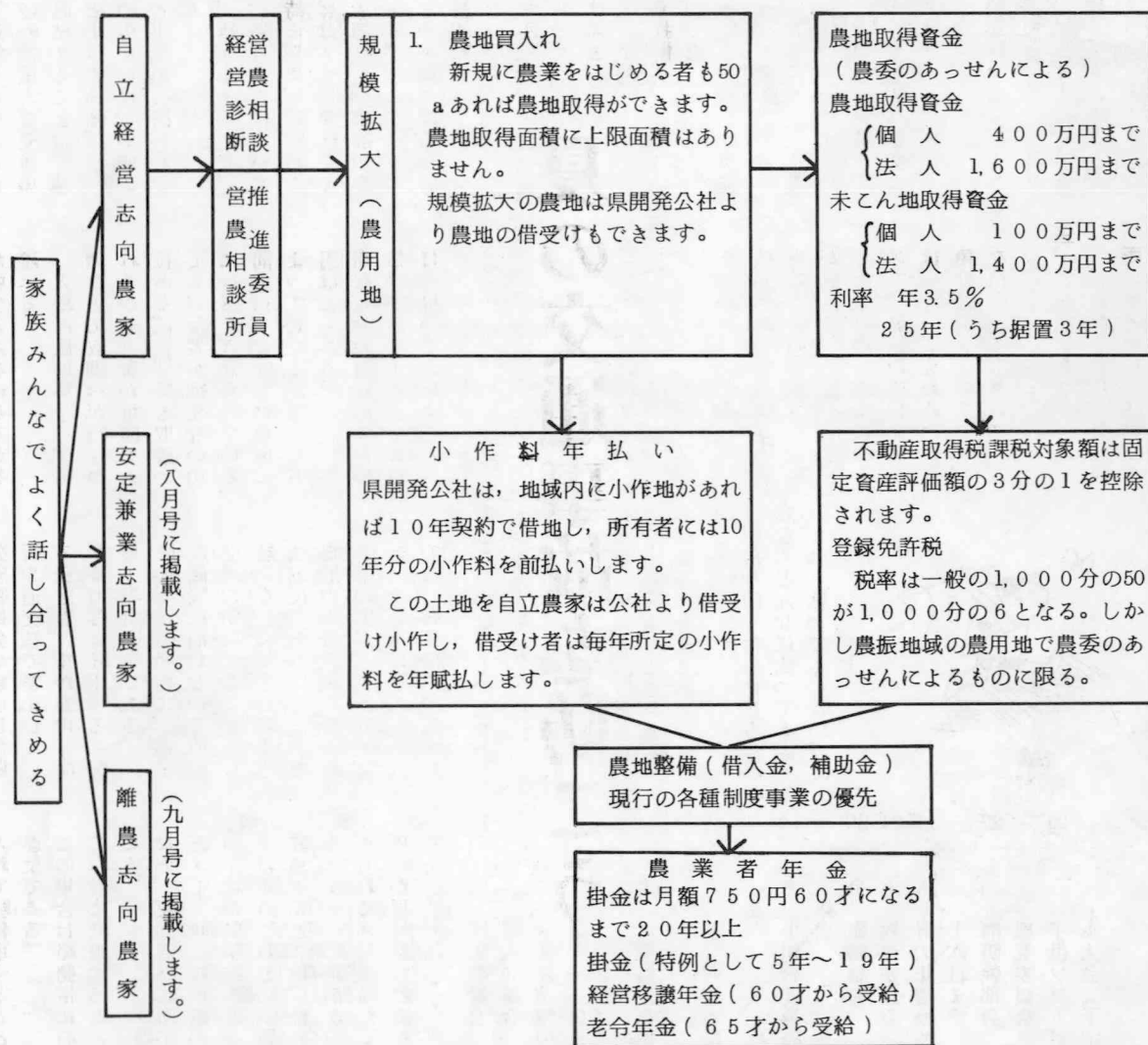
これからの農家生活設計

農家総合指導活動事業のあらまし (二回)

一、自立志向農家の育成
田代町は昭和四十八年
度県の指定を受けて農家
総合活動推進事業を進め
ることになりましたが、
総合指導活動についての
あらましは六月号の「広報
たしろ」に掲載しておきま
したので事業の趣旨につ
いては、ご理解いただけ
たと思いますが、町内
一〇八戸の農家を対
象に各農家の志向意見を
充分聴き取って志向別農
家分類を行ない指導する
ことになりました。
①自立志向農家
②安定兼業志向農家
③離農志向農家
の別に分類されますが今
回は農家総合指導活動の
中での自立志向農家の指
導内容について掲載しま
す。
先ず事業の進め方です
が田代町の実情に適應し
た最も効果的な方法です
めるために町長が本部
長となって田代町農家総
合指導推進本部を農業関
係団体を入れて六月二十
八日本部が発足しました。
この本部農家の志向意
見を審議して種々な制度
事業を有利に活用して自
立志向農家の早期育成を
はかることになりました。
直接指導については本
部長が任命する推進委員
(農業関係技術員) が農
家個々の現況、将来の意
見を充分聞き問題点を解
決の方向へ合議してそれ
ぞれの営農希望に準じて
推進員(指導者) が皆さ
んと一緒に経営の内容を
検討して自立の方向を誘
導する計画がなされます。
この自立経営希望農家
の場合は第一に農用地の
規模拡大が問題になりま
すが、この拡大について
は農家総合推進活動の中
で有利な諸制度を利用し
て次のような方法で進め
て行くこととなります。



自立志向農家への有利な制度



病弱な老人に救いの手を

老人ホーム「南松園」近く完成 現在入所申込受付中

老人福祉施設として南大隅地区には、現在大根占町に老人ホームが一ヶ所ありますが、ここは比較的元気な老人を収容する施設で、ねたきりの老人を収容する「特別養護老人ホーム」ではありません。

このため病気でねたきりの老人や手足の不自由な老人の中には、満足な看護も受けられず、誠にかわいそうな毎日を送っている人がたくさんいます。

このような実情を憂えて恵まれない病弱な老人に救いの手を差し伸べようと、川原の浜畑医師が、法人組織による特別養護老人ホーム「南松園」の建設を計画されました。

場所は川原運動場の西隣で、約四反歩の敷地に去る二月中旬から工事が始まり八月中には完成の見込みです。開所は九月一日の予定で現在入所申し込みを受付中です。以下「南松園」の概要について説明いたします。

設置者
社会福祉法人誠心会

理事長 浜畑好伸
開所予定
昭和四十八年九月一日

施設概要
建物は鉄筋平屋建、総面積一、二二〇坪で、全館暖房、水洗便所、居室浴室、機能訓練室、娯楽室等二〇数室が完備し、職員も医師、看護婦、寮母等十九人おり、近代的な施設の中で安心して治療や機能回復訓練ができます。



「南松園」完成予想図

(場所) 鹿児島県肝属郡 田代町 川原 369番地

TEL 田代局(097425) 100番



「南松園」平面図

入所資格

六五才以上の方で、身体が不自由であるが自宅で充分な看護が受けられない方は誰でも入所できます。ただし精神病患者、伝染病患者は入所できません。

収容定数

五〇人

入所中の経費

全額無料となっていますが、本人の所得の状況によって一部本人負担となる人もいます。

入所手続

入所希望者は近くの民生委員又は役場の民生課に相談してください。

お知らせ

戸籍手数料が改正になりました

七月一日から次のように戸籍又は閲覧手数料が改正になりました。

- 一、戸籍又は除籍の閲覧 一戸籍につき 七〇円
- 二、届書その他の書類の閲覧 一件につき 七〇円
- 三、戸籍又は除籍の謄抄本 一件につき 七〇円
- 四、戸籍又は除籍の謄抄本の記載事項に変更がないこと

との証明

- 一件につき 七〇円
- 五、戸籍又は除籍の記載事項の証明 一件につき 七〇円

- 六、届出申請の受理又は届書の証明書の交付 一件につき 七〇円

簡易職業訓練生を募集しています

- 一、期間 十月から三月まで三ヶ月／六ヶ月間
- 二、場所 鹿屋専修職業訓練校
- 三、訓練職種 建築、左官溶接、自動車運転
- 四、受講手続き 受講者は農業から他の職業へ転職希望者及び現在安定しない職業(出かせぎなど)についている人(世帯主優先)
- 五、訓練費用 入校しますと、基本手当、受講手当、通所手当扶養手当などが支給されます。
- 六、入校希望の方は役場民生課又は農業委員会へお問い合わせ下さい。

たばこは

町内の

店でかいま

しょう

子ども

ソフトボール大会

七月二十九日の予定

